

究1が、私事旅行と差異がなく県の事務や地方行政との関係が不明であったということはできない。
したがって、本件調査研究1が、政務調査費の使途基準を満たしていないとはいえないものである。

(4) 本件調査研究2は、その外形が私事旅行と差異がなく、県政との関わりが全く不明であり、使途基準を満たしていないとの請求人の主張について

請求人は、請求の要旨の中で、調査研究費の支出について、規程には、調査研究費の使途基準について、「調査委託費、交通費、宿泊費等の会派が行う県の事務及び地方行政に関する調査研究及び調査委託に要する経費」と定められており、鹿児島県屋久島における調査研究については、「その調査先は、いずれも一般の観光客ないし旅行者が通常の私事旅行で訪問する施設であり、公金を支出するに値するような特別な行動はとられていないことがうかがわれ、その外形は私事旅行と差異がないと言わざるを得ない。」、「屋久島環境文化村センターや屋久島町立屋久杉自然館の視察などは、県の事務や地方行政との関係が全く不明である。以上のことから、これらの支出が、調査研究費の使途基準を満たしていないことは明らかであり、公金を支出してなされるべきものではない。」と主張している。

事実証明書として提出された調査研究活動記録票で確認したところ、「目的・内容・結果等」として、「世界遺産屋久島の環境保全対策への取り組み(具体的な島の観光振興策や自然環境保護の課題と対応、国立公園の管理運営、エコツアーリズムの推進など)について視察調査を行う。」との記載があり、事実証明書として提出された日程表によれば、旅行の1日目(12月16日)に屋久島環境文化村センターを視察、2日目に屋久島町立屋久杉自然館、ヤクスギランド、環境省屋久島世界遺産センターを視察、3日目はその他の世界遺産の地域等を視察したとの日程を確認した。

また、県外・海外調査概要書で確認したところ、調査目的として「①世界遺産屋久島の環境保全対策への取り組みなどについて、②世界遺産屋久島の地域や国立公園の管理運営について」との記載があり、調査結果として「①屋久島町立屋久杉自然館において、島の観光振興策と自然環境保護の課題と対応について、②屋久島の優れた自然を守り、自然と共生する新しい地域づくりのための事業・環境学習事業・環境形成事業・交流推進事業・屋久島地域づくり支援事業等について、③屋久島世界遺産センターや屋久島自然保護管理事務所の業務内容、エコツアーリズムの推進、大学などの調査機関との協力体制、普及啓発の推進、世界遺産条約についての情報公開、国立公園の管理運営について」との記載がなされている。

本件調査研究2については、調査目的が明確であり、日程も合理的なものと考えられる。運用指針等に定める所定の書類が整備されており、上記調査目的にしたがった調査が行われ、調査概要がまとめられていることを確認した。

もとより、本県は富士山の世界文化遺産登録に向けた環境対策への取り組みや観光振興等を政策課題の一つに位置づけていることから、県議会議員として他の

世界遺産の環境保全や観光振興の状況、関係機関との連携、普及啓発の推進などの調査に、政務調査費を充当することに合理的な必要性はあったものと考えられることから、本件調査研究2が、私事旅行と差異がなく県の事務や地方行政との関係が不明であったということはできない。

したがって、本件調査研究2が、政務調査費の使途基準を満たしていないとはいえないものである。

(3) 山梨県の損害の範囲と山梨県知事に対する損害補填の措置について

以上、本件措置請求に係る海外研修1、海外研修2、調査研究1及び調査研究2に係る公金の支出は、正規な手続によつて行われ、旅費規程等にしたがつて積算され、かつ、海外研修及び調査研究の目的を果たしているものと認められ、地方財政法第4条第1項の規定に違反し、地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金支出に該当するものとは認められないことから、山梨県に損害が生じていないものと判断する。

3 結論

以上のとおり、本件措置請求に係る「県監査委員が、上記の海外研修及び調査研究に係る違法な公金支出について、当該支出に係る費用の返還を求める措置をとるよう山梨県知事に対して勧告すること」を求め、「という請求人の主張には、理由がないものと判断する。

(意見)

本件監査の結果は以上のとおりであるが、監査の過程で、海外研修の制度やその運用等について、いくつかの改善すべき点が認められたので、次のとおり要望する。

議員の海外研修に係る経費の財源は、公費であることに鑑み、その成果は、議員個人や議会にのみ帰属するものではなく、議会活動等を通じて県政の発展に資することで、最終的には県民に還元されるべきものである。

したがって、その制度や運用等は県民にわかりやすいものであることが必要であり、また、研修の成果の一部である海外研修報告書についても、議員、議会のみならず、県民共有のものとするべきと考えられる。

こうした観点から、以下の点について検討されたい。

① 本県の議員の海外派遣の手続き等については、法第100条第13項の規定を受け、会議規則第122条において規定されており、その具体的な実施方法等については、研修要綱において、費用及び手続き等が定められており、また、議員の申し合わせにおいて、議員を派遣する旅行の範囲や、派遣の手続き、更には、議員の海外研修が議員の派遣の範囲に含まれることなどが定められている。

しかしながら、この制度は複雑で県民にとっては分かりにくいものとなっているので、

議員の海外派遣の実施方法、費用、手続き及びその成果の開示方法などを一元的に定めた規定の整備を図り、県民の理解が十分得られるものとなるよう努められたい。
併せて、規定の整備にあたっては、以下の②から⑤の事項について、留意されたい。

② 会議規則によれば「議員の派遣は、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。」と規定されている。したがって、議員の派遣は、原則として議会の議決により決定することとされているので、議員は、海外研修を申し込むときは、早期の計画策定を行うよう努められたい。また、緊急を要する場合で、議長が派遣を決定するときは、派遣目的や日程等について一層厳正な審査に努められたい。

③ 視察目的は派遣の適否を決定する際の判断基準となることから、議員は、申し込みにあたっては、視察目的をできるだけ詳細・具体的に記載することにより、視察目的の明確化に努めるとともに、事前の検討・準備を十分に行うよう努められたい。

④ 今回、海外研修報告書の作成にあたり、県民に不信感を抱かせるような内容が一部あったことは、誠に残念なことである。
議員は、報告書の記載にあたっては、研修の成果を十分に反映し、視察内容の適切な報告に努められたい。

⑤ 海外研修の成果の公表については、現在、研修要綱第6条(8)により、海外研修報告書が議会図書室に配架され、他の議員等に開示されているが、議員の海外研修の成果は、広く県民に開示されるべきものであることから、海外研修報告書については、県民情報センターへの配架などによる県民への公開を検討されたい。

別表1

月 日	発着地・滞在先	現地時間	交通機関	行 程
1月17日(日)	甲府発 成田空港着	5:15 8:40	高速バス	
1月18日(月)	ニューヨーク着	9:30	専用車	ニューヨーク市内視察 メトロポリタン美術館、グラントセロ、自由の女神 終日、ロングアイランド視察 ロングアイランドへ(NYから片道約2.5時間) クイナリー「Pinder」視察
1月19日(火)	ニューヨーク	9:30～ 10:30 11:00～ 12:00 14:00	専用車 専用車 専用車	JTBニューヨーク支店訪問(支店長) CLAIR NYC事務所訪問 アトラステイツクシティへ(所要:片道約2時間30分) 到着後、自由行動
1月20日(水)	アトラステイツクシティ フイラデルフィア ワシントン	8:00 10:07 11:47	専用車 ACEIA215 専用車	フイラデルフィアへ ワシントンへ(所要:約1時間40分) ワシントン市内視察 国会議事堂、テーリントン墓地、ホワイトハウス、 リンカーン記念堂
1月21日(木)	ワシントン	9:00 10:00～ 11:00	専用車	終日、ワシントン市内視察 LEED認定施設視察(ピジターズセンター) スミソニアン博物館 ユニオンステーション 流通施設(大型商業施設見学) 空港へ
1月22日(金)	ホテル発	8:30	専用車	
	ワシントン発	11:20	NH01便	
1月23日(土)	成田空港着 山梨着	15:25	貸切バス	

別表2

月 日	発着地・滞在地	現地時間	交通機関	行 程
4月21日(木)	山梨各地 成田空港発 ソウル着	2:45 9:25 11:50	貸切バス KE706	
	ソウル発 イスタンブール着 イスタンブール発 カイロ着	14:25 19:40 23:45 25:00	KE955 TK692 専用車	日本語ガイドとともにカイロ市内視察 エジプト考古学博物館表敬訪問 (館長より、エジプトの歴史を改めてのレクチャーと、 世界遺産などについての視察) モハメド・アリ・モスク ハン・ハリーリ・パサル (下車)
4月22日(木)	カイロ滞在		専用車	日本語表敬訪問 (社会福祉を目的とした機関で孤児のケア、貧困者の ヘルプ、聴覚・視覚障害者への支援などについての視察) 日本語ガイドとともにギザ及び近郊の視察 (地球温暖化をめぐり、世界遺産群の保護・維持管理、 及び緑化までの経過などを視察) ギザの3大ピラミッドとバノラポイント 午後、メンフナス・サツカラの視察 メンフナス遺跡、サツカラのピラミッド
4月23日(金)	カイロ滞在		専用車	
4月24日(土)	カイロ発 イスタンブール着 イスタンブール発 カイセリ着	12:40 15:55 18:25 19:50	TK691 TK2018 専用車	イスタンブールへ カイセリへ
4月25日(日)	カッパドキア地区滞在		専用車	日本語ガイドとともに終日カッパドキア地区の 視察 (地球温暖化をめぐり、世界遺産群の保護・維持管理に についての視察) ギョレメ野外博物館、カイマクリ地下都市 その他カッパドキアの奇岩地区視察 酒類に住む現地家族を訪問(原住民との共存関係など) 名産のトルコ織物の工場視察
4月26日(月)	カッパドキア地区発 アンカラ着		専用車	アンカラ市内視察 アタチュルク廟、アナトリア文明博物館、城塞 車中泊
4月27日(火)	イスタンブール着		専用車	イスタンブール駅にてトルコ国鉄の「ネージヤー とミーチイソグ (トルコの公共交通・新交通システム等について視察) イスタンブール市内視察 ボスフォラス海峡クルーズ、グラントパザール、 ブルーモスク、アヤソフイア、地下宮殿
4月28日(水)			専用車	イスタンブール市内視察 トプカプ宮殿、エジフヤンハサル、イスタイラル通り
4月29日(木)	イスタンブール発 ソウル着 ソウル発 成田着 山梨各地	21:20 13:00 18:45 20:55 1:00	KE956 KE705 貸切バス	

別表3

月 日	発着地・滞在地	現地時間	交通機関	行 程
7月20日(月)	甲府出発 富士山静岡国際空港 仁川国際空港	5:30 9:00 11:45 13:55 15:30～ 16:30	専用車 KE780 専用車	静岡国際空港視察 韓国国会議事堂内視察 日本国政府観光局ソウル事務所 韓国在住日本人と意見交換
7月21日(火)	板門店		バス	夕食後、青溪川(道路公園)視察 終日、板門店の視察 第一公園、板門店会議室観覧
7月22日(水)	ソウル市内 金浦国際空港 羽田国際空港 山梨	16:30 16:40 18:45 20:00	バス KE2709 専用車	ソウル市内到着 ソウル市内視察 宗廟大祿領府館内、青瓦台他

別表4

月 日	発着地・所在地	現地時間	交通機関	行 程
12月16日(水)	甲府出発	7:00	シャトルタクシー	
	東京国際空港	10:20	1867便	
	鹿児島空港	13:00	3747便	
12月17日(木)	屋久島空港	13:55	貸切バス	屋久島環境文化村センター視察
		14:15～		白谷雲水峡視察
		15:15		
12月17日(木)		15:45～		
		16:15	貸切バス	屋久杉自然館視察研修
		9:00～		ヤクスギランド、紀元杉
12月18日(金)		10:30		環境省屋久島世界遺産センター視察研修
		11:10～		環境省文化研修センター視察研修
		12:10		
12月18日(金)		14:00～		
		15:40		
		15:45～		
12月18日(金)		16:15		
	屋久島空港	9:45～		千尋滝、大川の滝、西部林道(世界文化遺産地域)、
	鹿児島国際空港	11:40		水田浜海岸
12月18日(金)	甲府着	14:00	3746便	
		15:50	1872便	
		17:50	シャトルタクシー	
		20:10		